

令和4年4月定例会議事日程

差替

令和4年3月30日

午後1時30分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課3月行事報告

第 5 議 案

第16号議案 島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第17号議案 島原市立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情
処理実施要綱

第18号議案 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインについて

第19号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

第20号議案 ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員の委嘱
について

第21号議案 島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について

第22号議案 島原市教育支援委員会委員の委嘱について

第23号議案 島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について

第24号議案 島原市結核対策委員会委員の委嘱について

第25号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命につ
いて

第26号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

第27号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について

第28号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱について

【追加】

第29号議案 島原市立小中学校の学校医の解職について

第30号議案 島原市立小中学校の学校医の委嘱について

第31号議案 島原市成長発育検診判定委員会委員の委嘱について

第 6 次回定例会教育委員会日程

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 4月行事予定表

② 3月市議会定例会一般質問答弁要旨（教育関係）報告

③ 令和4年度年間事業計画

(2) その他

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第16号議案 島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第17号議案 島原市立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱
- 第18号議案 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインについて
- 第19号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について
- 第20号議案 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について
- 第21号議案 島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について
- 第22号議案 島原市教育支援委員会委員の委嘱について
- 第23号議案 島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について
- 第24号議案 島原市結核対策委員会委員の委嘱について
- 第25号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
- 第26号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について
- 第27号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について
- 第28号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱について

令和4年3月30日 定例会

第16号議案

島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会公印規則（平成17年教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号を削り、同項第3号を第2号とする。

第7条の見出し中「調整等」を「調製等」に改める。

第8条第2項中「管理者」を「管理者又は取扱者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、決裁文書等の提示ができないものについては、管理者又は取扱者にその理由を示して承認を受けるものとする。

第11条中「遅滞無く」を「遅滞なく」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

〈次のよう 別紙〉

様式第4号から様式第6号までを次のように改める。

〈次のよう 別紙〉

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月30日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原市教育委員会公印規則について、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

別表第1（第4条関係）

1 一般公印

種類	ひな型	寸法(ミリメートル)	書体	使用区分	管理者	箇数
島原市教育委員会印	1	方18	れい書	教育委員会名をもってする文書	教育総務課長	1
	1-2	方24	れい書	教育委員会名をもってする文書	同	1
島原市教育委員会教育長印	2	方24	れい書	教育長名をもってする文書	同	1
島原市教育委員会教育長職務代理者印	3	方24	てん書	教育長職務代理者名をもってする文書	同	1
島原市教育委員会事務局印	4	方24	れい書	教育委員会事務局名をもってする文書	同	1
事務局各課長印	5	方21	れい書	課長名をもってする文書	各課長	各1
公民館印	6	方39	てん書	公民館名をもってする文書	公民館長	3
	6	方39	れい書	公民館名をもってする文書	同	2
	7	方39	てん書	公民館名をもってする文書	同	1
	8	方39	てん書	公民館名をもってする文書	同	1
公民館長印	9	方21	てん書	公民館長名をもってする文書	同	1
	9	方21	れい書	公民館長名をもってする文書	同	1

	9	方24	てん書	公民館長名をもってする文書	同	1
	10	方19	てん書	公民館長名をもってする文書	同	1
	10	方21	てん書	公民館長名をもってする文書	同	1
	10	方21	れい書	公民館長名をもってする文書	同	1
	11	方21	てん書	公民館長名をもってする文書	同	1
学校給食共同調理 場所長等印	12	方18	れい書	所長名をもってする文書	島原市立学校給食共同調理場所長	1
	12	方21	れい書	センター長名をもってする文書	島原市立有明学校給食センター長	1
学校長印	13	方18	かい書	小学校長名をもってする文書	学校長	4
	13-2	方18	かい書	小学校長名をもってする文書	同	3
	14	方18	かい書	小学校長名をもってする文書	同	2
	13	方21	れい書	中学校長名をもってする文書	同	3
	13-2	方21	れい書	中学校長名をもってする文書	同	2

2 専用公印

種類	ひな型	寸法(ミリメートル)	書体	使用区分	管理者	箇数
----	-----	------------	----	------	-----	----

島原市教育委員会 印	1-2	方40	れい書	辞令、表彰状	教育総務課 長	1
学校印	15	方36	れい書	小学校名をもってする 文書	学校長	1
	15	方38	かい書	小学校名をもってする 文書	同	1
	15	方39	かい書	小学校名をもってする 文書	同	3
	15	方40	かい書	小学校名をもってする 文書	同	1
	15-2	方39	かい書	小学校名をもってする 文書	同	3
	15	方35	れい書	中学校名をもってする 文書	同	1
	15	方39	てん書	中学校名をもってする 文書	同	1
	15	方39	れい書	中学校名をもってする 文書	同	2
	15-2	方39	れい書	中学校名をもってする 文書	同	1

別表第2(第4条関係)

1
島 教 育 委 員 会 印
原 市 教 育 委 員 会 印

1-2
島 教 育 委 員 会 印
原 市 教 育 委 員 会 印

2
島 教 育 委 員 会 印
原 市 教 育 委 員 会 印

3
島 原 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 印

4
島 教 育 委 員 会 印
原 市 教 育 委 員 会 印

5
島 原 市 教 育 委 員 会 印
原 市 教 育 委 員 会 印

6
島 原 市 公 立 民 館 印
原 市 公 立 民 館 印

7
島 原 市 立 公 民 館 印

8
島 原 市 立 公 民 館 印
原 市 立 公 民 館 印

9
島 原 市 立 公 民 館 印
原 市 立 公 民 館 印

10
島 原 市 立 公 民 館 印
原 市 立 公 民 館 印

11
島 原 市 立 公 民 館 印
原 市 立 公 民 館 印

12
島 原 市 立 公 民 館 印
原 市 立 公 民 館 印

13
長 崎 県 島 原 市 立 学 校 長 印
原 市 立 学 校 長 印

13-2
長 崎 県 島 原 市 立 学 校 長 印
原 市 立 学 校 長 印

14
長 崎 県 島 原 市 立 学 校 長 印
原 市 立 学 校 長 印

15
長 崎 県 島 原 市 立 学 校 長 印
原 市 立 学 校 長 印

15-2
長 崎 県 島 原 市 立 学 校 長 印
原 市 立 学 校 長 印

年 月 日

教育総務課長 様

公 印 印 影 印 刷 申 請 書

使用承認申請課長名 _____ 印

次のとおり印影の刷り込みをしたいので申請します。

名 称	
公 印 の 管 理 者	
文 書 の 種 類	
文 書 の 用 途	
印 影 の 寸 法	
印 影 の 印 刷 色	
印 刷 方 法	庁内印刷 ・ 外部発注
印 刷 部 数	枚(部)
印影の印刷を 必要とする理由	
文 書 保 管 者	

年 月 日

教育総務課長 様

電子印使用承認申請書

使用承認申請課長名 _____ 印

次のとおり公印の印影を電子計算組織に記録して使用したいので申請します。

文 書 名	
理 由	
記録する公印 の名称等	<ul style="list-style-type: none">・ 名称・ ひな型・ 寸法、書体・ 用途・ 公印管理者・ 使用開始期日

年 月 日

使用承認申請課長 様

教育総務課長名

上記の申請について、次の条件を付して承認いたします。

- (1)島原市教育委員会公印規則に違反しないこと。
- (2)電子印の使用を廃止したときは、速やかに報告すること。

年 月 日

教育総務課長 様

公 印 事 故 報 告 書

公印管理者 職氏名 印

次のとおり公印について事故がありましたので報告
します。

名 称	
事故発生日時	
保 管 場 所	
事 故 内 容	
発生時の管理状況	

島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>○島原市教育委員会公印規則 平成17年12月16日教育委員会規則第34号 (公印の種類)</p> <p>第3条 公印は、一般公印及び専用公印とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 専用公印は、次のいずれかの場合に置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般公印の保管場所から離れたところにある<u>学校</u>等で、常時公印を使用する必要があり、一般公印を使用していたのでは文書を迅速に処理できないと認められる場合</p> <p>(3) 略</p> <p>(公印の調整等)</p> <p>第7条 略</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第8条 公印は、第5条第2項の規定により公印台帳に登録された後でなければ使用してはならない。</p> <p>2 公印を使用するときは、押印すべき文書及び当該文書に係る<u>決裁済み文書又は証拠書類</u>（以下、「<u>決裁文書等</u>」という。）を<u>管理者又は取扱者</u>に提示して、承認を受けなければならない。ただし、<u>決裁文書等の提示</u>ができないものについては、<u>管理者又は取扱者</u>にその理由を示して承認を受けるものとする。</p> <p>(公印の事故)</p> <p>第11条 管理者は、その管理する公印に盗難、紛失、損傷等</p>	<p>○島原市教育委員会公印規則 平成17年12月16日教育委員会規則第34号 (公印の種類)</p> <p>第3条 公印は、一般公印及び専用公印とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 専用公印は、次のいずれかの場合に置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般公印の保管場所から離れたところにある<u>出張所</u>等で、常時公印を使用する必要があり、一般公印を使用していたのでは文書を迅速に処理できないと認められる場合</p> <p>(3) 略</p> <p>(公印の調整等)</p> <p>第7条 略</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第8条 公印は、第5条第2項の規定により公印台帳に登録された後でなければ使用してはならない。</p> <p>2 公印を使用するときは、押印すべき文書及び当該文書に係る<u>決裁済み文書又は証拠書類</u>（以下、「<u>決裁文書等</u>」という。）を<u>管理者</u>に提示して、承認を受けなければならない。</p> <p>(公印の事故)</p> <p>第11条 管理者は、その管理する公印に盗難、紛失、損傷等</p>	<p>【第3条第3項第2号の改正内容】 出張所に配置していた専用公印廃止のため、所要の改正を行うもの。</p> <p>【第7条見出しの改正内容】 字句の修正。</p> <p>【第8条第2項の改正内容】 市公印規則に準じて、所要の改正を行うもの。</p> <p>【第11条の改正内容】 字句の修正。</p>

改正案		現行						解説及び資料
<p>の事故があったときは、<u>遅滞なく</u>公印事故報告書（様式第6号）により教育総務課長を経て教育長に届け出るとともに、適切な対応措置を執らなければならない。</p>		<p>の事故があったときは、<u>遅滞なく</u>公印事故報告書（様式第6号）により教育総務課長を経て教育長に届け出るとともに、適切な対応措置を執らなければならない。</p>						<p>【別表第1の改正内容】 現有する公印の実態にあわせて、ひな型番号等を改めるもの。</p>
<p>別表第1（第4条関係） 1 一般公印</p>		<p>別表第1（第4条関係） 1 一般公印</p>						
種類	ひな型	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分	管理者	箇 数		
島原市教育委員会印	1	方18	れい書	教育委員会をもってする文書	教育総務課長	1		
	1-2	方24	れい書	教育委員会をもってする文書	同	1		
島原市教育委員会教育長印	2	方24	れい書	教育長名をもってする文書	同	1		
島原市教育委員会教育長職務代理人印	3	方24	てん書	教育長職務代理人名をもってする文書	同	1		
島原市教育委員会	4	方24	れい書	教育委員会事務局名を	同	1		

改正案				現行				解説及び資料
事務局印				事務局印				
事務局各課長印	5	方21	れい書	もつてする文書 課長名をもつてする文書	各課長	各1		
公民館印	6	方39	てん書	公民館名をもつてする文書	公民館長	3		
	6	方39	れい書	公民館名をもつてする文書	同	2		
	7	方39	てん書	公民館名をもつてする文書	同	1		
	8	方39	てん書	公民館名をもつてする文書	同	1		
公民館長印	9	方21	てん書	公民館長名をもつてする文書	同	1		
	9	方21	れい書	公民館長名をもつてする文書	同	1		
	9	方24	てん書	公民館長名をもつてする文書	同	1		
	10	方19	てん書	公民館長名	同	1		
				もつてする文書				
				公民館名をもつてする文書				
				公民館名をもつてする文書				
				公民館長名をもつてする文書				
				公民館長名をもつてする文書				
				公民館長名				

改正案						現行						解説及び資料	
10	方21	てん書	をもつてする文書	同	1	10	方21	てん書	をもつてする文書	同	1		
10	方21	れい書	をもつてする文書	同	1	—	—	—	—	—	—		
11	方21	てん書	をもつてする文書	同	1	11	方21	てん書	をもつてする文書	同	1		
12	方18	れい書	をもつてする文書	島原市立学校給食共同調理場所長	1	12	方18	れい書	をもつてする文書	島原市立学校給食共同調理場所長	1		
12	方21	れい書	センター長をもつてする文書	島原市立有明学校給食センター長	1	12	方21	れい書	をもつてする文書	島原市立有明学校給食センター所長	1		

改正案						現行						解説及び資料				
学校長印	13	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	学校長	4	学校長印	13	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	学校長	1			
	13-2	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	同	3		—	—	—	—	—	—	—		
	14	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	同	2		14	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	同	1			
	13	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	3		13	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	1			
	13-2	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	2		15	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	1			
2 専用公印																
学校長印	13	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	学校長	4	学校長印	13	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	学校長	1			
	13-2	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	同	3		—	—	—	—	—	—			
	14	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	同	2		14	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	同	1			
学校長印	13	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	3	学校長印	13	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	1			
	13-2	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	2		15	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	1			
	13	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	3		13	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	1			
2 専用公印																
島原市教育委員会印	1-2	方40	れい書	辞令、表彰状	教育総務課長	1	島原市教育委員会印	ひな型	1	寸法 (ミリメートル)	方40	れい書	辞令、表彰状	教育総務課長	1	
	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
島原市教育委員会印	—	—	—	—	—	—	島原市教育委員会印	ひな型	16	寸法 (ミリメートル)	方18	てん書	児童・生徒の転出入に関する文書	同	3	
	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—

改正案				現行				解説及び資料
15	方35	れい書	中学校名を もってする 文書	同	1	—	—	
15	方39	てん書	中学校名を もってする 文書	同	1	てん書	同	
15	方39	れい書	中学校名を もってする 文書	同	2	れい書	同	
15-2	方39	れい書	中学校名を もってする 文書	同	1	—	—	

1	島原市教育委員会印	2	島原市教育委員会教育長印	3	島原市教育委員会教育長職務代理者印
4	島原市教育委員会事務局印	5	島原市教育委員会課長印	6	島原市公立公民館
7	島原市公立公民館	8	島原市教育委員会事務局印	9	島原市教育委員会課長印
10	島原市公立公民館	11	島原市公立公民館	12	島原市公立公民館

解説及び資料	現 行			改 正 案		
	島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	12 島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	13 島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	14 長 崎 県 島 原 市 立 学 校 長 之 印
	島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	12 島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	13 島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	14 長 崎 県 島 原 市 立 学 校 長 之 印
	島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	12 島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	13 島 原 市 立 公 民 館 長 之 印	14 長 崎 県 島 原 市 立 学 校 長 之 印

改正案

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

教育総務課長 様

公印影印刷申請書

使用承認申請課長名 印

次とおり印影の刷り込みをしますので申請します。

名	称
公印の管理者	
文書の種類	
文書の用途	
印影の寸法	
印影の印刷色	
印刷方法	庁内印刷・外部発注
印刷部数	枚(部)
印影の印刷を必要とする理由	
文書保管者	

現行

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

庶務課長 様

公印影印刷申請書

使用承認申請課長名 印

次とおり印影の刷り込みをしますので申請します。

名	称
公印の管理者	
文書の種類	
文書の用途	
印影の寸法	
印影の印刷色	
印刷方法	庁内印刷・外部発注
印刷部数	枚(部)
印影の印刷を必要とする理由	
文書保管者	

解説及び資料

【様式第4号の改正内容】
「庶務課長」を「教育総務課長」へ改める。

改正案	現行	解説及び資料												
<p>様式第5号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>教育総務課長</u> 様</p> <p style="text-align: center;"><u>電子印使用承認申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">使用承認申請課長名 _____ 印</p> <p>次のとおり公印の印影を電子計算組織に記録して使用したので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">文書名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録する公印の名称等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ ひな型 ・ 寸法、書体 ・ 用途 ・ 公印管理者 ・ 使用開始期日 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">使用承認申請課長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記の申請について、次の条件を付して承認いたします。</p> <p>(1)高原市教育委員会公印規則に違反しないこと。</p> <p>(2)電子印の使用を廃止したときは、速やかに報告すること。</p>	文書名		理由		記録する公印の名称等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ ひな型 ・ 寸法、書体 ・ 用途 ・ 公印管理者 ・ 使用開始期日 	<p>様式第5号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>庶務課長</u> 様</p> <p style="text-align: center;"><u>電子公印使用承認申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">使用承認申請課長名 _____ 印</p> <p>次のとおり公印の印影を電子計算組織に記録して使用したので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">文書名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録する公印の名称等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ ひな型 ・ 寸法、書体 ・ 用途 ・ 公印管理者 ・ 使用開始期日 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">使用承認申請課長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記の申請について、次の条件を付して承認いたします。</p> <p>(1)高原市教育委員会公印規則に違反しないこと。</p> <p>(2)電子印の使用を廃止したときは、速やかに報告すること。</p>	文書名		理由		記録する公印の名称等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ ひな型 ・ 寸法、書体 ・ 用途 ・ 公印管理者 ・ 使用開始期日 	<p>【様式第5号の改正内容】</p> <p>「庶務課長」を「教育総務課長」へ改め、「電子公印」を「電子印」に改める。</p>
文書名														
理由														
記録する公印の名称等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ ひな型 ・ 寸法、書体 ・ 用途 ・ 公印管理者 ・ 使用開始期日 													
文書名														
理由														
記録する公印の名称等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ ひな型 ・ 寸法、書体 ・ 用途 ・ 公印管理者 ・ 使用開始期日 													

改正案	現行	解説及び資料																														
<p>様式第6号（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>教育総務課長</u> 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公 印 事 故 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">公印管理者 職氏名 印</p> <p>次のとおり公印について事故がありましたので報告 します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">名</td><td style="width: 10%;">称</td><td style="width: 10%;"></td></tr> <tr><td>事故発生日時</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>保管場所</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事故内容</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>発生時の管理状況</td><td></td><td></td></tr> </table>	名	称		事故発生日時			保管場所			事故内容			発生時の管理状況			<p>様式第6号（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>庶務課長</u> 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公 印 事 故 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">公印管理者 職氏名 印</p> <p>次のとおり公印について事故がありましたので報告 します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">名</td><td style="width: 10%;">称</td><td style="width: 10%;"></td></tr> <tr><td>事故発生日時</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>保管場所</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事故内容</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>発生時の管理状況</td><td></td><td></td></tr> </table>	名	称		事故発生日時			保管場所			事故内容			発生時の管理状況			<p>【様式第6号の改正内容】 「庶務課長」を「教育総務課長」へ改める。</p>
名	称																															
事故発生日時																																
保管場所																																
事故内容																																
発生時の管理状況																																
名	称																															
事故発生日時																																
保管場所																																
事故内容																																
発生時の管理状況																																

第17号議案

島原市立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島原市立学校教職員（以下「職員」という。）の人事評価結果に対する苦情相談・苦情処理の実施に関し、必要な事項を定め、人事評価制度の公正性・公平性の確保に資することを目的とする。

(相談員の配置)

第2条 教育長は、評価結果に関する苦情・不満（以下「苦情等」という。）に適切に対応するため、相談員を配置する。

2 相談員は、学校教育課人事担当の職員とする。

3 相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 相談者、評価者その他関係者に対する聞き取り、説明、助言等の必要な措置
- (2) 苦情相談の円滑な処理に効果的と判断される場合における相談者と評価者の双方による話し合いの斡旋
- (3) 相談者、評価者その他の関係者に対する確認結果の伝達その他の措置

(苦情相談)

第3条 評価結果に関して苦情等を有する職員は、その苦情等を相談員に申し出ることができる。

2 苦情等を申し出ることができる期間は、評価結果の開示を受けた日から7日間とする。

(苦情処理窓口の設置)

第4条 教育長は、苦情相談で解決できなかった事案に対応するため、苦情処理窓口を設置する。

2 苦情処理窓口は、学校教育課に設置し、苦情処理について審査するため、島原市立学校教職員苦情等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(苦情等の申立及び処理)

第5条 苦情等を申し立てる職員（以下「申立人」という。）は、次により苦情等の申立を行うものとする。

- (1) 申立人は、あらかじめ電話等により学校教育課指導班（以下「事務局」という。）に連絡し、評価結果等に対する苦情・不満申立書（第1号様式。以下「申立書」という。）の持参日時その他の必要な事項について調整しなければならない。
- (2) 申立人は、指定された日時に、申立書に必要事項を記入して、自ら持参し、事務局に提出しなければならない。ただし、正当な事由により、本人が直接持参できないことについて、やむを得ない事情があると事務局が判断した場合は、郵送等による提出を認めるものとする。（郵送の場合は、申立期間末日の消印のあるものまで有効とする。）

(3) 申立人は、申立書を提出する際に、事務局からの求めに応じて、苦情等の内容について説明しなければならない。

- 2 審査会は、申立の内容により、必要に応じて、申立人、評価者、相談員その他関係者に対して、意見聴取、照会その他調査を行い、その結果を申立人及び評価者へ通知する。
- 3 苦情等申立の内容が評価結果に係るものであって、その結果が不当であると判断された場合には、審査会は、二次評価者に対して理由を付して再評価を指示する。
- 4 苦情処理申立の期間は、苦情相談で苦情処理手続きの教示を受けた日から7日間とする。
- 5 審査会は、苦情等の申し立てに係る問題の解決の見込みがないと認めるとき及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第46条に基づく勤務条件に関する措置の要求等、申立人が法令等に基づく救済手続きを行ったときその他申し立ての処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該申し立ての処理を打ち切ることができる。

（記録の作成）

第6条 相談員その他の苦情等の申し立てに係る事務に従事する者（以下「相談員等」という。）は、受け付けた苦情相談、申立ごとの相談内容及び処理状況について記録を作成する。

（不利益取り扱いの禁止）

第7条 申立人は、苦情等の申し立てをしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けない。

（秘密漏えいの禁止）

第8条 相談員等は、申立人の個人情報に係る事項その他申し立てに関して知りえた事項を他に漏らしてはならない。

（その他）

第9条 職員は、本実施要綱に基づく苦情相談のほか、不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和26年公平委員会規則第3号）の規定に基づき、公平委員会に対し、苦情相談を申し出ることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、苦情相談・苦情処理の実施及び審査会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則 この実施要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

評価結果等に対する苦情・不満申立書

年 月 日

島原市立学校教職員苦情等審査会委員長 様

申立者氏名 _____

下記のとおり人事評価結果等に対する苦情・不満を申し立てます。

記

所属名		氏 名			
職 名		職員番号		年齢	
連絡先	本件について連絡してよい日時等 曜日： 時間帯：				
	□自宅 □携帯 □職場 □その他 (連絡先:)				
評価者との	面談者：				
面談状況	日 時：				
申立内容	(具体的に記入してください)				

令和4年3月30日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

長崎縣市町村立学校教職員の人事評価に関する規則第15条の規定により、策定しようとするものである。

(参考) 長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則 (抜粋)

(苦情等の申出)

第15条 被評価者は、人事評価の結果に関する苦情等があるときは、当該被評価者が所属する学校を所管する教育委員会が別に定めるところにより、苦情等を申し出ることができるものとする。

2 被評価者は、前項の苦情等の申出をしたことを理由として、不利益な取扱を受けない。

【参考】

島原市立学校教職員苦情等審査会実施要領

（目的）

第1条 この要領は、島原市立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱第4条第2項に定める島原市立学校教職員苦情等審査会（以下「審査会」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（審査）

第2条 審査会は、次の事項について審査する。

- （1） 苦情相談において解決できなかった事案
- （2） その他教育長が特に必要と認めた事項

（組織）

第3条 審査会の委員は、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課学事班長、学校教育課指導班長をもって構成する。

- 2 審査会の委員長は、教育次長をもって充てる。
- 3 委員長は審査会を招集し、主催する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ委員の中から指名した者がその職務を行う。
- 5 申請事案について調査するため、審査会に調査員を置く。
- 6 調査員は、学校教育課指導班の職員をもって充てる。

（事案の調査等）

第4条 調査員は、申請事案について調査するときには、原則として2名で対応するものとする。

- 2 調査員は、申立人及び評価者等に対して申請事案に関する調査を行い、その結果を審査会に報告する。

（事案の審査等）

第5条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 審査は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 審査は、申立書や調査員が作成した調査結果報告書（第1号様式）等に基づき行う。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要に応じ、調査員に再調査をさせることができる。
- 6 審査の結果は、勤務評価結果等に対する苦情の審査結果通知書（第2号様式）により申立者及び教育長に通知する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

調 査 結 果 報 告 書

整理番号		受理年月日	
------	--	-------	--

【申立人】

所属名		職名		氏名	
-----	--	----	--	----	--

【申立の概要】

人事評価	自己評価

【申立人からの聴取結果】

--

【評価者からの聴取結果】

--

調査員 職・氏名	
----------	--

<添付書類> 評価結果等に対する苦情・不満申立書

第2号様式

文書記号及び文書番号
年 月 日

(申立者又は教育長) 様

島原市立学校教職員苦情等審査会委員長
〇〇 〇〇

評価結果等に対する苦情・不満の審査結果通知書

年 月 日付けで申立のありました苦情等については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 審査結果

2 理由

第18号議案

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインについて

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインについて、別紙のとおり策定することについて議決を求める。

令和4年3月30日 提出

島原市教育委員会
教育長 森 本 和 孝

提案理由

国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて長崎県教育委員会が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、島原市いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定しようとするものである。

別紙

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

令和4年4月 日

島原市教育委員会

目次

はじめに

第1 教育委員会及び学校の基本的姿勢

第2 重大事態の発生報告

第3 調査組織（島原市いじめ問題調査会）

第4 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

第5 調査の実施

第6 調査結果の説明・公表

第7 個人情報の保護

第8 調査結果を踏まえた対応

（別紙）島原市いじめ問題調査会規則

はじめに

- 平成 25 年 9 月 28 日、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、法第 28 条第 1 項においていじめの「重大事態」に係る調査について規定された。これにより、島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされた。同規定の施行を受け、文部科学大臣が法第 11 条第 1 項に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を定め、「重大事態への対処」に関し、教育委員会又は学校による調査の方法や留意事項等を示した。更に、基本方針の策定を受け、いじめが背景にあると疑われる自殺が起きた場合の重大事態の調査について、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されるとともに（平成 26 年 7 月）、法第 28 条第 1 項第 2 号の不登校重大事態の場合の調査についても「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月）が策定された。
- 法附則第 2 条第 1 項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としている。同項の規定を踏まえ、文部科学省が設置した「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況について検証を行った結果、平成 28 年 11 月 2 日、同協議会より「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のとりまとめ」という。）が提言された。議論のとりまとめの「重大事態への対応」に係る項目において、「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。」などといった現状・課題が指摘され、併せて、このような現状・課題に対して、「重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する。」という対応の方向性が提言されたところである。
- 以上を踏まえ、教育委員会として、法第 28 条第 1 項のいじめの重大事態への対応について、法、島原市いじめ防止基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を以下のとおり策定する。

第1 教育委員会及び学校の基本的姿勢

(基本的姿勢)

- 教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 教育委員会及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒や保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。教育委員会及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、教育委員会及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部的に明らかにしないまま行うことも可能であり、教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことを踏まえた上で、教育委員会又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

(自殺事案における遺族に対する接し方)

- 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、教育委員会又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。教育委員会及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

第2 重大事態の発生報告

(発生報告の趣旨)

- 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに教育委員会を通じて、市長まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、市における教育委員会及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、教育委員会や市長に対して重大事態発生時の報告を速やかに行うことにより、教育委員会により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした教育委員会による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、教育委員会及び学校は認識しなければならない。
- 重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。
(支援体制の整備のための相談・連携)
- 学校は、必要に応じて教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。

第3 調査組織（島原市いじめ問題調査会）

(以下は、別紙「島原市いじめ問題調査会規則」一部抜粋)

○目的

市立学校（以下「学校」という。）におけるいじめ等に関する問題のうち、個々の学校では対応が困難な問題に適切に対応するため、「島原市いじめ問題調査会」（以下「調査会」という。）を設置する。

○業務

- ① 学校におけるいじめ等に関する通報や相談を受け、学校に対し問題解決に向けた指導・助言を行うとともに、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ること。
- ② 学校におけるいじめ等の事案について、学校からいじめ等の報告を受け自ら調査を行う必要がある場合に当該調査を実施すること。
- ③ その他、前各号に関連する業務を行うこと。

○組織

- ① 調査会は、委員10人以内をもって組織する。
- ② 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - ・学識経験を有する者
 - ・関係行政機関の職員
 - ・子どもの心理、福祉等についての専門的知識を有する者
 - ・教育委員会事務局の職員
 - ・前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

ただし、委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族に直接利害関係のある事案については、その議事に加わることができない。

○庶務

調査会の庶務は、教育委員会学校教育課で処理する。

○その他

この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

第4 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

(説明時の注意点)

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。
※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、教育委員会・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、教育委員会・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。
※家庭にも問題がある等の発言（当該児童生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）
※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害児童生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続きを進めること。
- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

(説明事項)

- 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明は、教育委員会が行う。
 - ①調査の目的・目標
重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。
 - ②調査主体（組織の構成、人選）
被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。
 - ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。
調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。
 - ④調査事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）・調査対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）を、どのような対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に

調査するののかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、市長による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・ 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、市の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用すること、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明すること。
- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、市の文書管理規程に基づき行うことに触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

- 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

（外部に説明を行う際の対応）

- 記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること（配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること。）。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、教育委員会及び学校は理解する必要がある。

（自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方）

- 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めること。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行うこと。（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）

- いじめの重大事態の調査を行う場合は、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。

(被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合)【再掲】

- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。

(被害児童生徒・保護者のケア)

- 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることを望ましい。また、被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行うこと。
- 教育委員会として、学校への積極的な支援を行うこと。いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

第5 調査の実施

(1) 調査実施に当たっての留意事項
(調査対象者、保護者等に対する説明等)

- アンケートについては、教育委員会又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的)、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施すること。
- 時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、教育委員会及び学校は、状況に応じて早い段階での聞き取りや、関係資料の散逸防止に努めること。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。
(児童生徒等に対する調査)
- 被害児童生徒、その保護者、他の在籍する児童生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聞き取り調査等により、いじめの事実関係を把握すること。その際、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施することが必要である。
- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。

(記録の保存)

- 調査により把握した情報の記録は、市の文書管理規程等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（学校又は調査会）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第 23 条第 2 項の調査において教育委員会及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。なお、原則として市の文書管理規程等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。
- ※学校が定期的実施しているアンケート、個人面談の記録、いじめの通報、相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、市の文書管理規程の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。
- これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

(調査実施中の経過報告)

- 教育委員会及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

(分析)

- 調査においては、法第 13 条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

(2) いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）に沿って行うこと。

(3) 自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合

①文書情報の整理

②アンケート調査（背景調査の指針 P17 を参考とする。）

結果については、被害者又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象者に対して説明する。

③聴き取り調査（背景調査の指針 P18 を参考とする。）

④情報の整理（背景調査の指針 P19 を参考とする。）

①～③の調査により得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し、情報について分析・評価を行う（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい。）。

⑤再発防止策の検討（背景調査の指針 P20 を参考とする。）

⑥報告書のとりまとめ（背景調査の指針 P20 を参考とする。）

(4) 不登校重大事態である場合

- 「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成 28 年 3 月文部科学省)に沿って行うこと。

第6 調査結果の説明・公表

(調査結果の報告)

- 重大事態の調査結果を示した教育委員会は、調査結果及びその後の対応方針について、市長に対して報告・説明すること(法第 29 条から第 32 条まで)。その際、教育委員会会議において議題として取り扱うこと。

(市長に対する所見の提出)

- 調査結果を市長に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。教育委員会及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

(被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明)

- 法第 28 条第 2 項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、教育委員会又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。
- 教育委員会及び学校は、市の個人情報保護条例等に従って被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、「市の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。教育委員会及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない。また、法 28 条第 2 項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、市の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。
- 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施すること。

(調査結果の公表、公表の方法等の確認)

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。
- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限

り、事前に調査結果を報告すること。教育委員会及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

（加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供）

- 教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、教育委員会及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

第7 個人情報の保護

（結果公表に際した個人情報保護）

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、市の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
- 教育委員会者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。教育委員会及び学校として、「市の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。教育委員会及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

第8 調査結果を踏まえた対応

（被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等）

- 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用すること。
- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。

【再掲】

- 教育委員会として、学校への積極的な支援を行うこと。被害児童生徒・保護者が希望する場合には、転学等就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

（再発防止）

- 教育委員会は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発

見、対処、情報共有等の教育委員会及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。

(参考)

島原市いじめ問題調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市子どものいじめの防止等に関する条例（平成27年島原市条例第7号）第15条の規定に基づき設置する島原市いじめ問題調査会（以下「調査会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 調査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 子どもの心理、福祉等についての専門的知識を有する者
- (4) 教育委員会事務局の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 調査会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、調査会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 調査会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族に直接利害関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第4条第3項の規定により、調査会に出席した委員以外の者についても、前項の規定を適用する。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、教育委員会学校教育課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則の施行後、最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。

第 19 号議案

島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

島原市奨学生審議委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 4 年 3 月 30 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第 9 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

別紙

島原市奨学生審議委員会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	河田 誠		R4.4.1～R7.3.31
長崎県立島原高等学校長	岩橋 順弘	島原市城内二丁目1130	R4.4.1～R7.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	前田 達彦	島原市下折橋町4520	R4.4.1～R7.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	山口 勇	島原市本光寺町4353	R4.4.1～R7.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	前田 由美子	島原市城内一丁目1213	R4.4.1～R7.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	R4.4.1～R7.3.31
島原市立第一中学校長	渡邊 吉高	島原市城内一丁目1222	R4.4.1～R7.3.31
島原市立第二中学校長	矢島 和幸	島原市新山三丁目8916	R4.4.1～R7.3.31
島原市立第三中学校長	中村 球平	島原市梅園町丁2898	R4.4.1～R7.3.31
島原市立三会中学校長	本田 恭子	島原市下宮町甲2511-2	R4.4.1～R7.3.31
島原市立有明中学校長	本田 昌孝	島原市有明町大三東戊1535	R4.4.1～R7.3.31
計	11名		

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（審議委員会）

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第20号議案

ふるさとにもどってこねえ奨学生審議委員会委員の委嘱について

ふるさとにもどってこねえ奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

職名	氏名	住所(学校所在地等)	任期
島原公共職業安定所所長	笹山 吉文	島原市片町633	R4.4.1～R5.3.31

令和4年3月30日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第17条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

参考

ふるさともどってこんね奨学生審議委員会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	河田 誠		R3.4.27～R5.3.31
長崎県立島原高等学校長	岩橋 順弘	島原市城内二丁目1130	R3.4.1～R5.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	前田 達彦	島原市下折橋町4520	R2.4.1～R5.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	山口 勇	島原市本光寺町4353	R3.4.1～R5.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	前田 由美子	島原市城内一丁目1213	R3.4.1～R5.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	R2.4.1～R5.3.31
島原公共職業安定所所長	<u>笹山 吉文</u>	島原市片町633	<u>R4.4.1～R5.3.31</u>
計	7名		

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会）

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会を置く。

2 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 2 1 号議案

島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について

島原市三会地区学校林管理委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住所(学校所在地等)	任 期
島原市教育委員会 教育次長	古賀 英樹	島原市有明町 大三東戊1327	令和4年4月1日～
島原市 契約管財課長	岩永 好正	島原市上の町537	令和4年4月1日～
島原市立 三会小学校長	松崎 和之	島原市中原町乙1462	令和4年4月1日～

令和4年3月30日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市三会地区学校林管理規程第2条及び第3条に基づき、異動等に
伴う後任の委員として委嘱するものである。

【参考】

島原市三会地区学校林管理委員会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

職 名	氏 名	住 所(学校所在地等)	任 期
<u>島原市教育委員会教育次長</u>	<u>古賀 英樹</u>	<u>島原市有明町 大三東戊 1327</u>	<u>令和4年4月1日～</u>
<u>島原市契約管財課長</u>	<u>岩永 好正</u>	<u>島原市上の町 537</u>	<u>令和4年4月1日～</u>
島原市農林課長	梶山 義久	島原市有明町 大三東戊 1327	令和3年4月1日～
<u>島原市立三会小学校長</u>	<u>松崎 和之</u>	<u>島原市中原町乙 1462</u>	<u>令和4年4月1日～</u>
島原市立三会中学校長	本田 恭子	島原市下宮町甲 2511-2	平成31年4月1日～
計	5名		

(参考)

○ 島原市三会地区学校林管理規程（抜粋）

（委員会の設置及び組織）

第2条 学校林管理の万全を期するため、学校林管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教育次長・契約管財課長・農林課長及び三会小中学校長（以下「学校長」という。）をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

（委員の失職）

第3条 委員が前条第2項にかかげるそれぞれの職を有しなくなったときは、委員の職を失う。

（委員長）

第4条 委員会は、委員のうちから委員長を互選しなければならない。

2 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会に関する事務を処理し、委員長を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員から委員会招集の請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

（会議）

第6条 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第 2 2 号議案

島原市教育支援委員会委員の委嘱について

島原市教育支援委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 4 年 3 月 3 0 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市教育支援委員会規則第 3 条及び第 4 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

氏名	役職名	委嘱区分 委員会規則
しばた かずひで 柴田 和英	病院長 (精神科)	第3条 (1) 医師
いなだ よしひさ 稲田 善久	外科医院長 (整形外科)	第3条 (1) 医師
かまち こうしょう 蒲池 興照	福祉法人施設長	第3条 (2) 社会福祉施設職員
こんどう りょうじ 近藤 亮二	県立島原特別支援学校校長	第3条 (4) 関係教育機関職員
こせ ゆうじ 古瀬 唯二	島原市立第三小学校校長 (特別支援教育研究部長)	第3条 (4) 関係教育機関職員
おおほり ゆか 大堀 由香	幼児ことばの教室指導員	第3条 (3) 学識経験者
おおしま てつや 大島 哲也	島原市立第五小学校指導教諭 (特別支援教育 指導教諭)	第3条 (4) 関係教育機関職員
おおまち じゅんこ 大町 純子	島原市立第一小学校教諭 (通級指導教室担当-LD・ADHD)	第3条 (4) 関係教育機関職員
くさの まき 草野 真紀	島原市立三会中学校教諭 (知的障害特別支援学級担当)	第3条 (4) 関係教育機関職員

(任期：令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(参考)

島原市教育支援委員会規則（抜粋）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる者の心身障害の種類及び程度の判定並びに就学に関し、教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するものとする。

(1) 島原市小・中学校特別支援学級（知的障害・言語障害・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害等）並びに特別支援学校で教育することが必要と考えられる者

(2) 在宅心身障害児のうち、訪問指導員の派遣が必要と考えられる者

2 委員会は、前項に定める者のほか、教育委員会の指示により、次に掲げる指導業務を行うものとする。

(1) 前項に該当する児童、生徒の就学指導に関すること。

(2) 心身障害児の就学指導が円滑に行われるために必要と認められる教育相談及び特別支援教育の啓発に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(1) 医師

(2) 社会福祉施設の職員

(3) 学識経験者

(4) 関係教育機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 略

島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について

島原市いじめ問題調査会委員に、次の者を委嘱する。

役 職	氏 名	委員会規則 委嘱区分
学校教育課長	牟田 満	第 2 条 2 項 4 号 教育委員会事務局職員
学校教育課生徒指導担当	原川 健之	第 2 条 2 項 4 号 教育委員会事務局職員

(任期：R 4 . 4 . 1 ~ R 5 . 3 . 3 1)

令和 4 年 3 月 3 0 日 提出

島原市教育委員会

教育長 森 本 和 孝

提案理由

島原市いじめ問題調査会規則第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定により、調査会委員として委嘱しようとするものである。

【 参 考 】

島原市いじめ問題調査会委員

役 職	氏 名	委員会規則 委嘱区分
学識経験者（退職校長）	菅藤 恒平	第2条2項1号 学識経験者
〃	岩村 良之	第2条2項1号 学識経験者
少年センター指導監（相談員）	出田 浩芳	第2条2項2号 関係行政機関職員
家庭児童相談員	柴田 輝美	第2条2項2号 関係行政機関職員
スクールソーシャルワーカー	原田 千弓	第2条2項3号 県教育委員会非常勤職員
学校教育課長	牟田 満	第2条2項4号 教育委員会事務局職員
社会教育課長	中村 憲一	第2条2項4号 教育委員会事務局職員
学校教育課生徒指導担当	原川 健之	第2条2項4号 教育委員会事務局職員

（任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）

【参考】

島原市いじめ問題調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市子どものいじめの防止等に関する条例（平成27年島原市条例第7号）第15条の規定に基づき設置する島原市いじめ問題調査会（以下「調査会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 調査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 子どもの心理、福祉等についての専門的知識を有する者
- (4) 教育委員会事務局の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 調査会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、調査会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 調査会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族に直接利害関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第4条第3項の規定により、調査会に出席した委員以外の者についても、前項の規定を適用する。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、教育委員会学校教育課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

長崎県いじめ防止基本方針から抜粋

エ. 調査を行う組織

○ 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は教育委員会が設置した「長崎県いじめ等学校問題対策チーム」、学校法人が設置した調査組織等において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

島原市いじめ防止基本方針から抜粋

エ. 調査を行う組織

○ 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は市教育委員会が設置した「市いじめ問題調査会」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、あるいは新たに適切な者を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

第 2 4 号議案

島原市結核対策委員会委員の委嘱について

島原市結核対策委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 4 年 3 月 3 0 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市結核対策委員会設置要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

令和4年度 島原市結核対策委員会委員名簿

氏名	委嘱区分	任期	備考
川上 総子	保健所長 第3条第2項(1)	R4. 4. 1～ R6. 3. 31	長崎県南保健所長
水田 舜助	学校医代表 第3条第2項(3)	R4. 4. 1～ R6. 3. 31	水田小児科医院院長
柴田 英徳	結核の専門家 第3条第2項(2)	R4. 4. 1～ R6. 3. 31	柴田長庚堂病院 名誉院長
林 敏明	医師会代表 第3条第2項(4)	R4. 4. 1～ R6. 3. 31	林内科医院院長
野中 邦明	学校長代表 第3条第2項(5)	R4. 4. 1～ R6. 3. 31	島原市立第五小学校長
板倉美智子	養護教諭代表 第3条第2項(6)	R4. 4. 1～ R6. 3. 31	島原市立第一小学校 養護教諭

事務局 教育委員会 学校教育課

(参考)

島原市結核対策委員会設置要綱から抜粋

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の項目について専門的な立場から検討し、協議する。

(1) 学校における結核健診の実施状況・結果を把握する。

(2) 精密検査対象児童生徒の管理方針を検討する。

(精密検査や経過観察の指示等に関する専門的検討)

(3) 患者発生時に関係機関と協力し対策を検討する。

(4) 地域と連携し、学校の結核管理方針を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(1) 保健所長

(2) 結核の専門家(1名)

(3) 学校医代表(1名)

(4) 医師会代表(1名)

(5) 学校長代表(1名)

(6) 養護教諭の代表(1名)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

略

第 25 号議案

島原市少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について

島原市少年センター運営協議会委員に、次の者を委嘱又は任命する。

氏 名	住 所（職場等）	年 齢	年 数	備 考
古賀 英樹	島原市教育委員会		0	教育次長
森田 弘治	島原警察署		0	生活安全課長

（任期：令和4年4月1日から令和4年6月30日）

令和4年3月30日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

委員14名のうち2名が異動等により欠けたため、島原市少年センター運営協議会条例第3条の規定により、補欠委員として委嘱又は任命しようとするものである。

(参考)

○島原市少年センター運営協議会条例(抄)

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者 6人以内

(2) 市職員 1人

(3) 青少年関係機関の職員 7人以内

3 前項第1号につき委嘱された委員の任期は、2年とする。

4 その職にあるため委員になった者の任期は、その在職期間中とする。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

島原市少年センター運営協議会会員名簿

氏名	住所（職場等）	年齢	年数	備考
石田 壽弘			0	三会地区青少年健全育成協議会会長
長田 和久			6	杉谷地区青少年健全育成協議会会長
本多 美博			6	森岳地区青少年健全育成協議会会長
森脇 久夫			2	霊丘地区青少年健全育成協議会会長
友永 峰昭			3	白山地区青少年健全育成協議会会長
大場 安廣			9	安中地区青少年健全育成協議会会長
宮崎 善金			13	有明地区青少年育成会議会長
<u>古賀 英樹</u>	_____	_____	<u>0</u>	<u>教育次長</u>
<u>森田 弘治</u>	_____	_____	<u>0</u>	<u>生活安全課長</u>
村田 茂則			0	島原市校長会代表
岩橋 順弘			0	島原地区高等学校長代表
上田すず子			6	島原市少年センター少年補導委員協議会会長
片山 真子			2	島原市交通安全母の会代表
小松 逸子			3	島原市主任児童委員代表

第 2 6 号議案

島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

島原市少年センター少年補導委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 4 年 3 月 3 0 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市少年センター規則第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(別紙)

島原市少年センター少年補導委員（任期1年「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」）

地区	番号	氏名	年齢	住所（職場等）	在職
三会	1	山口 正二			19
	2	森本 誉介			10
	3	佐仲 勝秀			3
	4	田浦 和幸			9
	5			(三会小)	
	6			(三会中)	
杉谷	7	林田 正剛			23
	8	長田 和久			7
	9	松本 久美			8
	10	加納 文			7
	11			(第四小)	
	12			(第一中)	
森岳	13	入江 靖宏			2
	14	野田 耕起			14
	15	松本 恭子			4
	16	石本 法子			20
	17			(第一小)	
	18			(第一中)	
霊丘	19	松本 宗敏			25
	20	林田 敏幸			25
	21	杉田 守			6
	22	林田 洋一			10
	23	吉田 真			5
	24			(第二小)	
	25			(第二中)	
白山	26	上田 すず子			24
	27	長池 恭子			2
	28	宇土 茂人			19
	29	中尾 明稔			11
	30			(第三小)	
	31			(第二中)	

地区	番号	氏名	年齢	住所	在職
安中	32	佐藤 信弘			28
	33	園田 敏之			8
	34	佐藤 良二			6
	35	小鉢 博子			12
	36	松崎 清晴			8
	37			(第五小)	
	38			(第三中)	
大三東	39	田中 邦浩			13
	40	宇土 国義			17
	41	馬渡 清郎			15
	42	松本 信二			17
	43			(大三東小)	
	44			(有明中)	
高野	45	本田 保久			17
	46	吉田 孝信			17
	47	河内 輝喜			0
	48	本多 知英			0
	49			(高野小)	
	50			(有明中)	
湯江	51	前田 政勝			17
	52	森川 陽子			8
	53	尾崎 正祥			8
	54			(湯江小)	
	55			(有明中)	
高校等	56			(島原高校)	
	57			(島原高校定時制)	
	58			(島原農業高校)	
	59			(島原工業高校)	
	60			(島原商業高校)	
	61			(島原中央高校)	
	62			(島原青年会議所)	

(参考)

島原市少年センター規則（抜粋）

（少年補導委員）

第5条 センターの業務遂行のため、少年補導委員68人以内を置く。

- 2 少年補導委員は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。
- 3 少年補導委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

第 27 号議案

島原図書館協議会委員の委嘱について

島原図書館協議会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 4 年 3 月 30 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原図書館設置条例第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(別紙)

島原図書館協議会委員（任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）

氏名	住所	年齢	年数	備考
山田 和子			28年	社会教育の関係者
梅原 睦子			4年	家庭教育の関係者
山本 かすみ			16年	家庭教育の関係者
北田 貴子			13年	社会教育の関係者
広瀬 智子			10年	社会教育の関係者
大隅 謙一郎			8年	学識経験のある者
山本 直子			8年	学校教育の関係者
小嶺 典子			0年	学校教育の関係者 (幼稚園関係者)
				学校教育の関係者 (校長会選出)

(参考)

島原図書館設置条例（抜粋）

（図書館協議会）

第5条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館の管理運営に関し、教育長の諮問に応じるとともに、意見を述べるため、島原図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関する庶務は、委員会事務局において処理する。

第 28 号議案

島原市スポーツ推進委員の委嘱について

島原市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱する。

令和 4 年 3 月 30 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条並びに島原市スポーツ推進委員に関する規則（平成 25 年 10 月 24 日教育委員会規則第 4 号）第 3 条及び第 4 条により委嘱しようとするものである。

島原市スポーツ推進委員名簿（計41名）

■任期（2年間） 自：令和 4年 4月 1日
至：令和 6年 3月31日

NO	地区	新	氏名	ふりがな	年齢	経験年数	住所
1	有明		織田 義信	おりた よしのぶ		27	
2	〃		永田 政澄	ながた まさすみ		27	
3	〃		荒木 加奈子	あらかい かなこ		23	
4	〃		伊達 幸子	だて ゆきこ		12	
5	〃		本多 孝治	ほんだ たかはる		8	
6	〃		太田 恵久	おおた やすひさ		8	
7	〃		水本 由紀	みずもと ゆき		6	
8	〃		稲田 武	いなだ たけし		4	
9	〃		中村 和章	なかむら かずあき		4	
10	〃		大島 稔久	おおしま としひさ		4	
11	〃	新	松本 英正	まつもと ひでまさ		0	
12	三会		北浦 雄一	きたうら ゆういち		18	
13	〃		橋川 好美	はしかわ よしみ		6	
14	〃		堀島 大輔	ほりしま だいすけ		6	
15	〃		渡辺 辰也	わたなべ たつや		4	
16	〃	新	坂本 翔太	さかもと しょうた		0	
17	杉谷		立山 元気	たてやま げんき		13	
18	〃		村里 昌美	むらさと まさみ		6	
19	〃		廣安 伸哉	ひろやす のぶや		6	
20	〃		吉田 憲正	よしだ けんせい		4	
21	〃		増田 繁一郎	ますだ しげいちろう		4	
22	森岳		上田 三生	うえだ みつお		18	
23	〃		尾藤 豪洋	びとう ともひろ		14	
24	〃		北野 美亜	きたの みあ		14	
25	〃		本多 保	ほんだ たもつ		3	
26	〃	新	田中 庸公	たなか のぶひろ		0	
27	霊丘		森脇 久夫	もりわき ひさお		10	
28	〃		本多 貴弘	ほんだ たかひろ		6	
29	〃		水本 聖子	みずもと しょうこ		4	
30	〃		苑田 文男	そのだ ふみお		1	
31	〃		大平 好史	おおひら よしふみ		1	
32	白山		上田 武寛	うえだ たけひろ		22	
33	〃		大町 伸子	おおまち のぶこ		14	
34	〃		前田 泰秀	まえだ やすひで		10	
35	〃		山田 智伯	やまだ とものり		8	
36	〃		古瀬 彬	こせ あきら		2	
37	安中		出田 春喜	いでた はるき		34	
38	〃		園田 正文	そのだ まさふみ		16	
39	〃		霜田 重男	しもだ しげお		14	
40	〃		森川 志保	もりかわ しほ		6	
41	〃		佐藤 好信	さとう よしのぶ		2	

※年齢は令和4年4月1日現在

(参考)スポーツ推進委員委嘱に係る関係条文

《スポーツ基本法》

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

《島原市スポーツ推進委員に関する規則》

(委嘱)

第3条 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持つ者の中から委員会が委嘱する。

(定数)

第4条 スポーツ推進委員の定数は、41人以内とする。

追加

島原市教育委員会

議案集

- 第29号議案 島原市立小中学校の学校医の解職について
第30号議案 島原市立小中学校の学校医の委嘱について
第31号議案 島原市成長発育検診判定委員会委員の委嘱について

令和4年3月30日 定例会

第 29 号議案

島原市立小中学校の学校医の解職について

島原市立小中学校の学校医として、次の者の委嘱を解く。

	氏名	性別	年齢	学校名	備考
学校医	高尾 雄三	男	89	島原市立第五小学校	令和4年3月 31日付辞任
学校歯科医	原口 晴夫	男	75	島原市立三会中学校	令和4年3月 31日付辞任
学校薬剤師	織田美智子	女	78	島原市立第三小学校 島原市立第二中学校	令和4年3月 31日付辞任
学校薬剤師	小林 和子	女	74	島原市立湯江小学校 島原市立有明中学校	令和4年3月 31日付辞任

令和4年3月30日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

本人より辞任願いが提出されたため、委嘱を解こうとするものである。

第30号議案

島原市立小中学校の学校医の委嘱について

島原市立小中学校の学校医として、次の者を委嘱する。

	氏名	性別	年齢	学校名	備考
学校医	内田 信弘	男	40	島原市立第五小学校	令和4年4月1日 から
学校医	前田 兼徳	男	52	島原市立第二小学校	令和4年4月1日 から
学校歯 科医	原口 有	男	50	島原市立三会中学校	令和4年4月1日 から
学校薬 剤師	織田 智子	女	45	島原市立第三小学校	令和4年4月1日 から
学校薬 剤師	高原 崇	男	43	島原市立湯江小学校 島原市立有明中学校	令和4年4月1日 から
学校薬 剤師	瀬崎 誠	男	47	島原市立第二中学校	令和4年4月1日 から

令和4年3月30日提出

島原市教育委員会

教育長 森 本 和 孝

提案理由

学校医の辞任に伴い、学校保健安全法第23条により委嘱しようとするものである。

第 3 1 号議案

島原市成長発育検診判定委員会委員の委嘱について

島原市成長発育検診判定委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 4 年 3 月 3 0 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市成長発育検診判定委員会設置要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

別紙

令和4年度 島原市成長発育検診判定委員会委員名簿

氏名	役職名	委嘱区分
みずた しゅんすけ 水田 舜助	水田小児科院長	第3条第1号 学校保健会
わたなべ たけし 渡邊 剛士	わたなべクリニック院長	第3条第2号 医師会学校保健担当
うちだ のぶひろ 内田 信宏	うちだキッズクリニック院長	第3条第3号 小児科医
きのした えいいち 木下 英一	きのしたこどもクリニック院長	第3条第4号 成長発育専門医

(任期：令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【 参 考 】

島原市成長発育検診判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 島原市立各小中学校児童生徒の定期健康診断における成長発育一次検診の充実を図り、二次検診対象児童生徒の健康管理に資するため、島原市成長発育検診判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について専門的な立場から検討し、協議する。

- (1) 学校における成長発育一次検診の実施状況及び結果の把握
- (2) 二次検診対象児童生徒の精密検査や経過観察の指示等に関する専門的検討
- (3) 成長異常のある児童生徒に対して、判定結果に基づく受診の勧奨

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 島原市学校保健会
- (2) 島原市医師会学校保健担当
- (3) 島原市小児科医
- (4) 成長発育専門医

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員改選後最初に行われる会議は教育長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、島原市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(令和4年2月25日 教委告示第4号)

島原市教育委員会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表
- 3月市議会定例会一般質問答弁要旨

令和4年3月30日 定例会

教育委員会 4月定例会 報告事項

[3月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	水	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢
4	金	養護教諭部会 (Web会議)	14:00	有明庁舎	林田
4	金	市中体連理事会 (Web会議)	14:20	有明庁舎	小鉢
7	月	県義務教育課来庁	9:00	有明庁舎	課長、牟田、松尾
9	水	定例教頭会	10:30	杉谷公民館	課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢
11	金	県特別支援教育課来庁	11:00	有明庁舎	松尾
14	月	市自立支援協議会子ども部会	9:30	本庁舎	松尾
14	月	県教育センター来庁	14:00	有明庁舎	小鉢
15	火	市内中学校卒業式 (有明中は9:20～、第一中は10:00～)	9:30	各中学校 (第一中は島原文化会館)	教育委員、教育長、次長、課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢
17	木	市内小学校卒業式 (第三小は10:00～)	9:30	各小学校	教育委員、教育長、次長、課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢
23	水	会計年度任用職員面接	9:30	有明庁舎	課長、長岡、牟田
23	水	5歳児健康診査	13:30	島原保健センター	松尾
23	水	市学校給食会第3回理事会	14:00	学校給食センター	課長
25	金	令和4年度水泳授業打合せ	16:00	藤田屋	松尾
31	木	令和3年度退職者辞令交付式	11:30	大会議室	教育長、次長、課長、長岡、牟田、松尾 林田、小鉢

島原市教育委員会 4月定例会報告事項

【令和4年3月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	月	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、森
8	火	第3回少年センター幹事会	18:30	森岳公民館	課長、藤井、出田指導監
8~10 (火~木)		島原市所蔵古文書調査事業	13:30	島原図書館	吉田
9	水	島原市婦人会連絡協議会解散あいさつ	9:00	本庁2-A	三役、各部長、課長、藤井、松本指導員
18	金	社会教育担当者会	9:30	三会公民館	課長、藤井、小山、野口指導員
18	金	第2回図書館協議会	14:00	島原図書館	課長、藤井、林田
20	日	肥前島原こども狂言春の狂言会及び閉講式	15:00	島原文化会館	教育長、課長、藤井、小山、林田ほか
22	火	第3回社会教育委員の会	14:00	有明庁舎大会議室	教育長、課長、藤井
24	木	菜園フォトコンテスト作品審査	10:00	有明庁舎	課長、倉本、山下、林田
30	水	霊丘公民館外壁等改修工事 竣工検査	9:30	霊丘公民館	教育総務課対応
		第70回初市顕彰俳句会	12:00	霊丘公民館	※中止
		第2回少年センター運営協議会			※書面開催
		第2回島原市立公民館運営審議会			※書面開催
		第2回島原市文化財保護審議会			※書面開催
		第2回島原市文化財保存活用地域計画作成委員会			※書面開催
※ 各地区にて高齢者学級0回（担当：野口）・女性学級0回開催（担当：松本）					

【付記事項】

10	木	島原城築城400年特別記念講演「近世初期における大名と古典 松平公の蒐集活動を中心に」明星大学前田先生	19:00	島原文化会館	※観光課主催、中ホール＋オンライン
11	金	長崎県子ども会育成連合会正副会長会および理事会	13:30	県教育会館	※中止
13	日	有明町文化協会おさらい芸能大会			※無観客、CATV放送
15	火	明治安田生命保険相互会社との包括連携協定締結	13:30	本庁3-A	※R4年度から提携講座の開催
17	木	小学校卒業式	9:30	三会小学校	課長
		島原市社会福祉協議会評議員会			書面決議

令和4年4月行事予定表

令和4年3月30日現在

太字ゴシック 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 金	市表彰式 10:00 島原文化会館中ホール ◎○△ 会計年度任用職員任用通知書交付式 14:30 有明公民館 ◎○△	教職員辞令交付式 13:30 有明総合文化会館多目的ホール ◎○△	会計年度任用職員任用通知書交付式 有明公民館 ◎○△	
2 土				
3 日				
4 月	R4年度事業に係る打合せ 13:30 庁議室 ◎○△	会計年度任用職員任用通知書交付式 10:00 有文 ◎○△		
5 火	法務局新島原支局長挨拶 10:00 教育長室 ◎			
6 水		小・中学校始業式	朝のあいさつ運動 7:30 市内一円◎○△	
7 木		中学校入学式 ◎○△		
8 金		小学校入学式 ◎○△		
9 土				
10 日				
11 月				
12 火				
13 水			文化財保存活用地域計画作成に係る文化庁協議(京都市)	
14 木	学校配当予算説明会 15:00 有庁大会議室 △	定例校長会 9:30 有明庁舎大会議室 ◎○△	文化財保存活用地域計画作成に係る文化庁協議(京都市)	
15 金	長崎県都市教育長協議会 13:30 セントヒル長崎 ◎			
16 土				
17 日				第47回市民親睦サッカー大会 9:00 平成町多目的広場(開会式なし)
18 月		定例教頭会 9:30 有明庁舎大会議室 ◎○△		
19 火				
20 水	市町村教育委員会連絡協議会総会 10:00 有庁第一会議室 ○ オンライン			
21 木				
22 金				
23 土				
24 日				
25 月				
26 火				
27 水				
28 木	防災会議 13:30 有明総合文化会館 ◎			
29 金	昭和の日 	昭和の日 	昭和の日 	昭和の日 
30 土				